

とちぎ健康経営事業所認定制度 基準解説書 (R2(2020).2.25時点)

大項目	小項目	認定基準	説明等
-		すべてに共通	小項目内に該当する取組が複数ある場合は、そのすべてにチェックをつけること。ただし、認定については、1つ以上のチェックがついていれば、小項目を満たしているものとする。
1	1	健康経営の実施を宣言し、宣言書を掲示し社内外に発信している。 <input type="checkbox"/> 受付、出入口、応接室、会議室に掲示 <input type="checkbox"/> 自社または保険者のホームページ掲載 <input type="checkbox"/> 求人広告等に掲載 <input type="checkbox"/> その他( )	健康宣言が明文化された文書は、認定基準で選択した方法により、従業員や取引先等、社会一般のいずれもが閲覧できる状態にすること
	2	<input type="checkbox"/> 事業主、経営責任者自身が健診を毎年受診している。	経営者自身が年に1回定期的に労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断以上の健康診断を受診していること
2	3	事業場ごとに従業員の健康管理に関する担当者を定めている。 <input type="checkbox"/> 衛生管理者、衛生推進者を健康管理担当者としている。 <input type="checkbox"/> その他( 例)社長 総務部長 人事課長 )	事業場間の担当者の兼務は原則として不適合
3	4	<input type="checkbox"/> 健康長寿とちぎづくり推進県民会議の会員である。	健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員登録申込書に必要事項を記入し、健康長寿とちぎづくり推進県民会議事務局(栃木県保健福祉部健康増進課健康長寿推進班)へ提出すること
4	5	定期健康診断の受診が徹底されている。 <input type="checkbox"/> 定期健診受診率が100%である。 <input type="checkbox"/> やむを得ない理由※で定期健康診断受診率が95%以上100%未満である。※理由となるもの:長期病気休職、長期海外赴任のため	・対象者数は、常時使用する従業員のうち、定期健康診断の受診義務がある従業員数の人数のことを指す。 ・産前産後休業及び育児休業により、一年を超えて休業している場合もやむを得ない理由に該当
	6	再検査、任意のがん検診等を受診しやすい環境を事業所として整えている。 <input type="checkbox"/> 健診結果の再検査や再診の日は出勤認定や特別休暇としている。 <input type="checkbox"/> がん検診等、任意検診の費用補助を行っている。 <input type="checkbox"/> 健康保険組合の健診を実施している。 <input type="checkbox"/> その他( )	・医学的に効果が確認されていない民間の検査等の実施の推奨は不適合 ・婦人科検診や妊婦健診等の女性の健康に特化している受診勧奨については、No.16に該当するため、ここでは不適合
	7	ストレスチェックを実施している。(従業員50人以上事業所は実施が義務) <input type="checkbox"/> 従業員の人数に関わらず、全事業場でストレスチェック制度に準じ実施した。	ストレスチェックの過程で、医師等である実施者の関与が認められない場合は不適合(従業員のセルフチェックのみの場合など)
5	9	管理職や従業員に対し、健康管理の必要性の認知と知識向上のための教育をしている。 <input type="checkbox"/> 年1回以上、管理職や従業員に向けた健康研修の開催または外部機関研修を受講した。 例)社員総会で外部講師による脳卒中等セミナーを開催 <input type="checkbox"/> 月1回以上、管理職や従業員に健康情報を閲覧またはメール配信を行った。 例)メールマガジン「健康長寿とちぎだより」や健康保険組合のメールマガジンを社員へ配信 <input type="checkbox"/> その他( )	・研修について、健康管理担当者等が外部機関主催の研修等を受講し、その内容を従業員に伝達している場合は適合 ・伝達方法は通知による周知など個人への情報提供を行うこととし、社内イントラの掲示のみなどは不適合 ・研修内容について、自社の健康関連商品等の内容理解のための研修は不適合
	10	従業員の仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを継続的に行っている。 <input type="checkbox"/> 定時消灯・定時退出日を設定している。 <input type="checkbox"/> 超過勤務削減を管理職の目標に設定している。 <input type="checkbox"/> 年次休暇取得を目標に設定している。 <input type="checkbox"/> その他( )	・超過勤務の状態把握のみで具体的な対策をしていない場合は不適合 ・一部の従業員を対象とした取組は不適合 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」や「育児介護休業法」等の法廷義務の順守に留まる取組は不適合 ・36協定の範囲内に留まる取組は不適合
	11	従業員同士のコミュニケーション向上に寄与する行事を年1回以上実施または社外団体主催行事に参加した。 <input type="checkbox"/> 家族同伴の運動会やハイキング等を開催した。 <input type="checkbox"/> 社員のリフレッシュを目的とした社員旅行を実施した。 <input type="checkbox"/> 同業種や地域等が主催するイベントに事業所として従業員を登録し参加した。 <input type="checkbox"/> その他( )	・忘年会等の懇親会の開催は不適合(コミュニケーション促進を目的とし、事業所による費用負担等がある場合は適合) ・事業所が関与していない有志による取組は不適合
	12	従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、組織として取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 治療と仕事の両立に関する相談窓口を職場に設置している。 <input type="checkbox"/> 従業員本人、上司、人事、健康管理担当の会議により就業上必要な対応を策定した。 <input type="checkbox"/> 入院治療や通院のための年次休暇とは別の傷病休暇制度を整備している。 <input type="checkbox"/> その他( )	・正社員のみ等、特定の対象者のみに対する傷病休暇・病気休暇の付加は不適合

大項目	小項目	認定基準	説明等
6	14	<p>従業員の食生活改善を促す取組を継続的に行っている。</p> <input type="checkbox"/> 自動販売機飲料を低糖・低エネルギーのものに変更した。 <input type="checkbox"/> 朝食欠食の社員に朝食を提供又は補助している。 <input type="checkbox"/> 従業員用食堂等で栄養素、野菜の摂取、減塩等の情報の表示をしている。 <input type="checkbox"/> その他( )	<p>・五大栄養素に関するポスター掲示等、一般的な情報提供に留まる取組は不適合</p>
	15	<p>従業員の運動機会を増加させる取組を継続的に行っている。</p> <input type="checkbox"/> 階段の利用推進 <input type="checkbox"/> 徒歩自転車通勤デーの設定 <input type="checkbox"/> 元気ニコニコ体操(職場体操)・ラジオ体操実践時間の設定 <input type="checkbox"/> フィットネス費用補助 <input type="checkbox"/> ウォークビズ、スニーカービズの実践 <input type="checkbox"/> その他( )	<p>・運動に関する従業員向けセミナーの実施は、No.9に該当するため、ここでは不適合</p>
	16	<p>女性の健康保持・増進に向けた職場環境の整備や女性の健康に関するリテラシー向上に向けた取組を実践している。</p> <input type="checkbox"/> 婦人科検診の費用助成 <input type="checkbox"/> 女性の健康専門の相談窓口を設置 <input type="checkbox"/> 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮(健診や休憩時間の確保、通勤負担の緩和等) <input type="checkbox"/> 生理休暇を取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> その他( )	<p>・相談窓口について、女性の健康に対応できる旨をあらかじめ明示していなければ不適合</p>
	17	<p>従業員の感染症予防の取組を行っている。</p> <input type="checkbox"/> 予防接種時間の出勤認定や費用補助 <input type="checkbox"/> 感染者の出勤停止や特別休暇 <input type="checkbox"/> アルコール消毒液設置やマスクの配布 <input type="checkbox"/> その他( )	<p>・海外出張者に対する予防接種機会の提供など対象者を限定した取組は不適合</p>
	18	<p>従業員(管理職を含む)の超過勤務時間を把握し、対策を定め実行している。</p> <input type="checkbox"/> 月の超過勤務時間に独自基準を設け、超えた者は産業医の面談を必須としている。 <input type="checkbox"/> 過去1年で超過勤務45時間/月を超える者がいない。 <input type="checkbox"/> 命令時間以降に残っている従業員には必ず管理職が早期帰宅を呼びかけている。 <input type="checkbox"/> その他( )	<p>・定時退庁日の設定はNo.10に該当するため不適合          ・フレックスタイム制の導入は、長時間労働者への対応とは見なせないため不適合</p>
	19	<p>メンタルヘルス不調の予防、不調者発生時の適切な労働支援体制を整備している。</p> <input type="checkbox"/> 医療関係者(第三者)の面談を実施することとしている。 <input type="checkbox"/> 医師意見のもと、適宜状況に合わせた職場復帰を実施することとしている。 <input type="checkbox"/> 外部の相談窓口と契約し、利用を促している。 <input type="checkbox"/> その他( )	<p>・ストレスチェックの範囲内に留まる取組は不適合          ・メンタルヘルス不調に関するセミナーの実施はNo.9に該当するため、ここでは不適合</p>
	20	<p>敷地内禁煙または屋内禁煙をしている。</p> <input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 屋内禁煙	<p>・敷地内禁煙とは、敷地内(建物を含む)全てにおいて、喫煙を禁止していることを指す。          ・屋内禁煙とは、建物内(又はテナント内)全てにおいて、喫煙を禁止していることをいう。          ・喫煙専用室などを設けている場合は不適合</p>
10	-	健康経営に関する効果と課題	<p>・記載の有無及び記載内容は認定の審査に影響しない。</p>
11	-	健康長寿とちぎづくり表彰(健康経営部門)について	<p>・健康長寿とちぎづくり表彰とは、健康長寿とちぎづくり推進県民会議が実施する表彰制度である。          ・表彰へのエントリーを希望する事業所は、「エントリーする」にチェックをつけ、取組の概要や効果についてできる限り記載すること。          ・エントリーの有無及び記載内容は認定の審査に影響しない。</p>